

野木町事後審査型条件付き一般競争入札共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

入札参加申請時において次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく野木町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 野木町建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

2 競争入札参加手続

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

ア 参加申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）
- ・参加申請書の指定様式は、野木町役場政策課契約管財係において交付、又は町ホームページからダウンロードする。

野木町ホームページ <https://www.town.nogi.lg.jp/>

イ 参加申請書受付方法

- ・申請書は、郵送及び持参により提出するものとする。

ウ 参加申請書受付場所

- ・〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町丸林571
野木町 総合政策部 政策課 契約管財係

3 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等は、町ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等に対する質疑がある場合は、簡易な内容確認を除き指定した期日までに質疑書により持参、ファクシミリ、又は電子メールによりすること。
 - ・回答は、質疑書の提出があり次第随時書面（ファクシミリ、又は電子メール）をもって行う。
 - ・質疑書の指定様式は、町ホームページからダウンロードすること。

4 現場説明会

行わない。

5 最低制限価格

設定あり（事後公表）。

6 入札方法

- (1) 入札は、郵便入札によるものとし、持参によるものは認めない。下記により入札書を郵送すること。
 - ア 指定された提出期日までに野木郵便局必着のこと。
 - ※余裕をもって送付すること。
 - ※郵便事故等の場合の対応は町では責任を負わない。
 - イ 宛先 〒329-0195
野木郵便局留 野木町 総合政策部 政策課 契約管財係 行
 - ウ 郵送方法は、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかによる。
 - エ 郵便入札用封筒は、市販の長3を使用し、宛先、工事名、及び業者名を別に定める記載例のとおり各自で記入すること。
 - オ 封筒には、入札書とその他の提出義務書類を同封すること。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、野木町財務規則（昭和39年野木町規則第8号）、野木町建設工事等執行規則（平成9年野木町規則第9号）を遵守すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に規定する課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- (5) 入札回数は、1回とする。
- (6) 落札者の決定方法
開札の結果、予定価格制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格の入札者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

7 入札辞退

- (1) 入札参加申請書を提出した後に入札を辞退する場合は、必ず辞退届を提出するものとする。
- (2) 提出方法は、郵送又は持参により提出とし、開札日の前々日まで必着とする。
(入札辞退届の指定様式は、町ホームページからダウンロードすること。)

8 開札の立会

- (1) 開札の立会は、当案件の入札参加申請者及び当日同時に開札が行われる別の案件の入札参加予定者の中から抽選により、3者を立会人として選任する。
- (2) 選任された立会人には、立会人選任通知書を通知（ファクシミリ）する。
- (3) 開札立会人は、代理立会人を選任することができる。代理人が立会う場合は、選任された立会人からの立会人委任状を提出すること。（立会人委任状の指定様式は、町ホームページからダウンロードすること。)

9 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。郵便入札用封筒に入札書と併せて同封すること。（工事費内訳書の指定様式は、町ホームページからダウンロードすること。)

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

納付する（請負代金の10分の1以上）。ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、当該建設工事が町議会の議決案件（予定価格5千万円以上（税込））のもの、又はイベントに供する施設等で供用開始日に制限のある「工期厳守」の場合については「役務的保証」を付することとし、その保証割合を請負代金の10分の3以上とするとともに「瑕疵担保特約」付きの公共工事履行保証証券に限定する。

12 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加資格確認手続
開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次に

より入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 確認申請書等

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類

イ 確認申請書等の交付期間等

- ・野木町役場政策課契約管財係において交付、又は町ホームページからダウンロードする。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類（以下「確認申請書等」という。）の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（町の休日を除く。）とする。

イ 場所 野木町役場 政策課 契約管財係

ウ 提出方法

- ・持参とし、郵送又は伝送によるものは受付しない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内（町の休日を除く。）に通知する。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（町の休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

13 請負契約書作成

要する。

14 契約条項を示す場所

契約書及び入札書を定めている執行規則等については、野木町役場政策課契約管財係又は町ホームページ（野木町例規集）において閲覧できる。

15 議会の議決に付すべき契約

予定価格が1件5千万円以上（税込）の工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得た日から本契約とする。

16 入札の執行中止等

不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の

取消しをすることがある。この場合においては、見積料、郵送料その他積算に関するいかなる費用も補償しないものとする。

17 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき。
 - イ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ウ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
 - エ 入札に際し虚偽又は不正の行為のあったとき。
 - オ 郵便入札の入札書が到着期限までに到着しないとき。
 - カ 一つの封筒に2枚以上の入札書を入れたとき。
 - キ 封筒に記入してある工事の件名と入札書に記入してある工事の件名とが異なるとき。
 - ク 入札書に記名及び押印がないとき。
 - ケ 工事費内訳書等の書類の添付がないとき。
 - コ 一般書留郵便、簡易書留郵便以外で郵送されたとき。
 - サ 入札書の金額を訂正したとき。
 - シ その他入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 前項のエに該当する場合には、当該契約に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
- (3) 参加申請書を提出した後に指名停止を受けて、入札の時点において指名停止期間中である者など、入札時点において1の資格要件及び入札公告に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

18 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、別に定める方法でくじ引きを実施し、落札候補者を決定するとともにその順位を決定するものとする。

19 支払い条件

- (1) 前金払
請求できる。ただし、野木町建設工事請負契約書第35条（以下「請負契約書」という。）の規定により計算した額とする。
- (2) 部分払
請求できる。ただし、請負契約書第38条の規定により計算した額とする。
- (3) 債務負担行為及び継続費による工事の場合は、請負契約書第40条、第41条、及び第42条の規定に基づくものであること。

20 配置技術者

- (1) 監理技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出現在で3ヶ月以上雇用していることをいう。

21 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場におかれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。
- (2) 本町では、現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。ただし、3ヶ月以上雇用していることは必要としない。

22 営業所等の所在地

入札公告に示す営業所等の所在地に関する条件における地域内に含まれる市町は、次表の地域の区分に応じてそれぞれ右に掲げる市町とする。

地域の区分		左の地域内に含まれる市町	
栃木県内	県北地域	那須地域	大田原市、那須塩原市、那須町
		塩谷南那須地域	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那須烏山市、那珂川町
	県央地域	河内地域	宇都宮市、上三川町
		上都賀地域	鹿沼市、日光市
		芳賀地域	真岡市、芳賀町、市貝町、益子町、茂木町
	県南地域	下都賀地域	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
安足地域		佐野市、足利市	

23 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。

調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事

実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。

(2) 地元業者育成の観点から次の点について配慮すること。

ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り野木町内業者へ発注するよう努めること。

イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り野木町内業者へ発注するよう努めること。

(3) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは申請書、資料の差し替えは認められない。